

○財務省告示第三百四号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
 平成二十三年八月二十六日に発行した利付国債の  
 発行条件等を次のとおり告示する。  
 平成二十三年九月八日

財務大臣 安住 淳

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項の適 用等	三 振替法の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の 方法	六 発行額
利付国庫債券（十年）（第二百九 十五回）及び利付国庫債券（二 十年）（第五十八回、第五十九 回、第六十回、第六十一回、第 六十七回、第七十回、第六十八回、第 九回、第七十回、第七十一回、第 七十三回及び第九十一回） 第十四回及び第九十一回） 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行 各申込みのうち利回り格差の小 さいものからその応募額を順次 割り当てる。 額面金額で二千九百九十六億円					

七	払込金額	三億二千六百七十七万
八	最低額面金	三千万円
九	振替単位の振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録による最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	
十	発行日	平成二十三年八月二十六日
十一	発行価格	百円につき、次の算式により算出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \left( \frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}$$

十二  
十三  
の経過  
払込  
利率  
み子率

(一) 別表のとおり)  
は、募入決定の通知を受けた者  
は、払込金額の追加、次の算  
式により算出する。期日に払い込  
むものとする。

各発行対象国債の額面金額の率前  
各発行対象国債の発行日かまにの  
総額100×各期発行日発行日発行  
／利子に支規数(利子に発行日発行  
日と日同)に発行日発行日発行日  
(日と日同)に発行日発行日発行日  
／365

(二) 発行時において、その利子

十四 利 子

に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受けける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期と、算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(次号において規定する期日について同じ)。

各発行対象国債の額面金額×各発行対象国債の利率／100×1／2

十五 償還金の額

償還金の額  
入札の基  
準とする  
各発行対  
象国債の

(別表のとおり)  
額面金額(円につき百円)  
平成二十三年八月二十三日付で  
日本証券業協会が発した公  
債店頭売買参考統計値の掲載  
された各発行対象国債の平均値

（利付二十年庫債券）	（利付二十年庫債券）	（利付二十年庫債券）	（利付二十年庫債券）	（利付二十年庫債券）	（利付二十年庫債券）	（利付二十年庫債券）	（利付二十年庫債券）	名称及び記号
二・一%	二・二%	一・九%	一・〇%	一・四%	一・七%	一・九%	一・五%	利率（年）
平成三十三年三月二十六日	平成三十三年三月二十六日	平成三十三年三月二十六日	平成三十三年三月二十五日	平成三十三年三月二十四日	平成三十三年三月二十四日	平成三十三年三月二十四日	平成三十三年三月二十日	償還期限
八百十七億円	四億円	千二百二十億円	四百十六億円	三百二十三億円	四百十五億円	八十九億円	四十一億円	（発行額） （額面金額）

（別表）

十八 元利金支 利回りの単利回りとする。  
十九 入札参加 財務大臣から通知を受けた者  
二十 払込期日 平成二十三年八月二十六日

（（利 第二付 九十国 十年庫 一）債 回 券 ）	（（利 第二付 八十国 十年庫 四）債 回 券 ）	（（利 第二付 八十国 十年庫 一）債 回 券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 三）債 回 券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 二）債 回 券 ）	（（利 第二付 七十国 十年庫 回）債 券）
二 ・ 三 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 一 %	二 ・ 四 %
日 年 平 九 成 月 三 二 十 八	十 年 平 日 十 成 二 三 月 十 二 七	日 年 平 九 成 月 三 二 十 七	十 年 平 日 十 成 二 三 月 十 二 六	日 年 平 九 成 月 三 二 十 六	日 年 平 六 成 月 三 二 十 六
十 五 億 円	十 四 億 円	二 十 億 円	円 百 五 十 二 億	二 十 八 億 円	八 十 億 円